



平成19年6月25日

国立大学法人 京都教育大学
学長 寺田光世 殿

監事 高木英明 
監事 松坂尚成 

監査報告書の提出について

私ども監事は、国立大学法人法第11条第5項の規定に基づき、別紙のとおり
監査報告書を提出いたします。

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表・損益計算書・利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画等に従い、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務の適切かつ効率的な運営に資するよう財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点監査項目として設定し、経営協議会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）、担当課長、内部監査担当者等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類、議事録等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監査法人の監査作業に部分的に立ち会うとともに、その報告及び説明を受け、財務諸表等及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人京都教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実
は、認められません。

平成19年6月25日

国立大学法人京都教育大学

監事
監事

高木英明
松枝尚成

